

児童福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）	1
○	【公布の日から起算して三月を経過した日・令和五年四月一日施行】	5
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第二条関係）	5
○	【令和六年四月一日・公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	5
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第三条関係）	5
○	【公布的日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	5
○	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）（抄）（第四条関係）	48
○	【令和六年四月一日施行】	54
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第五条関係）	57
○	【令和六年四月一日施行】	60
○	壳春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）	63
○	【令和六年四月一日施行】	66
○	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第七条関係）	69
○	【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	71
○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）（第八条関係）	73
○	【令和五年四月一日施行】	75
○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）（抄）（第九条関係）	75
○	【令和六年四月一日・公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】	75
○	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（附則第十八条関係）	75
○	【令和六年四月一日施行】	75
○	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（附則第十八条関係）	75
○	【令和六年四月一日施行】	75
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）（附則第十八条関係）	75
○	【令和六年四月一日施行】	75
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十九条関係）	75
○	【令和六年四月一日施行】	75
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）（附則第二十条関係）	75

【令和六年四月一日施行】

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
（附則第二十一条関係）【令和六年四月一日施行】

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第二十一条関係）
【令和六年四月一日施行】

○ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（抄）（附則第二十二条関係）

○ 【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）
（附則第二十三条関係）【令和六年四月一日施行】

○

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第二条関係）
 【令和六年四月一日・公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
目次			目次	
第一章 (略)			第一章 (略)	
第二章 福祉の保障			第二章 福祉の保障	
第一節 (略)			第一節 (略)	
第二節 居宅生活の支援			第二節 居宅生活の支援	
第一款 (第五款) (略)			第一款 (第五款) (略)	
第六款 子育て支援事業 (第二十一条の八—第二十一条の十)			第六款 子育て支援事業 (第二十一条の八—第二十一条の十)	
八)			七)	
第三節 (第十節) (略)			第三節 (第十節) (略)	
第三章 (第八章) (略)			第三章 (第八章) (略)	
附則			附則	
第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。			第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。	
② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対し			② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。	

て行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一
条の五の二十九第一項において同じ。)を行うことをいう。

(削る)

- ③ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。
- ⑥・⑦ (略)

- ③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行ふことをいう。
- ④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。
- ⑥・⑦ (略)

告又は通知を受けた妊娠婦又はその者の監護すべき児童について
必要があると認めるときは、当該妊娠婦に対し、妊娠婦等生活
援助事業の利用を奨励しなければならない。

第二十四条の十九（略）

②・③（略）
④都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児並びに第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給を受けている者及び第二十二条第二項若しくは第三項又は第三十二条の二第一項若しくは第二項の規定により障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかるわらず、内閣府令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等（次項及び第三項において「障害児入所給付費等」という。）を支給することができる

第二十四条の十九（略） (新設)

第二十四条の二十四 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかるわらず、内閣府令で定める指定障害児入所施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が満二十歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等（次項において「障害児入所給付費等」という。）を支給するこ

とができる。ただし、当該入所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

(2) 都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(3) 前二項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九（第四項を除く。）及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他政令で定める。

(4) 第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第二十五条の二 （略）

(2) (4) (略)

(5) 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の

。ただし、当該入所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

（新設）

(2) 前項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで、第二十四条の十九及び第二十四条の二十から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(3) 第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第二十五条の二 （略）

(2) (4) (略)

(5) 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の

型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。次条第一項において同じ。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き第二十七条第一項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設に限る。次条第二項において同じ。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

④～⑥ (略)

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかるらず、同

項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を探ることができる。

② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によ
り障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達

型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

④～⑥ (略)

(新設)

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかるらず、同

項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を探ることができる。

② 都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によ
り障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達

支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるとときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

③ 前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十一条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。

④ 第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十二条 (略)

② 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限の全部十四条の二十の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

③ (略)

第三十三条 (略)

② ⑦ (略)

⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規

第三十二条 (略)

② 都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を採る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第二十三条第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

③ (略)

第三十三条 (略)

② ⑦ (略)

⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一・二 (略)

三 児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(2) (略)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一・二 (略)

三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(2) (略)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

第四十三条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

(削る)

(削る)

第四十三条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。

- 一 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練
- 二 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練